

公益財団法人協和協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人協和協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会及び評議員会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことが出来る。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国内外の情勢を直視し、万邦協和の精神に則り、真に我が国立国の基礎となる政治、経済、社会の各般にわたって、研究・調査を行い、その成果を提言・発表・普及するとともに、国家的見地から追悼すべき方々を慰靈顕彰し、もって、我が国の政治、経済、社会体勢の発展に、寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 政治、経済、社会の各般にわたる研究・調査、その成果の提言・発表・普及
- (2) 教育・芸術・福祉文化健全化のための活動
- (3) 救助殉難者、公務遂行中殉職者等国家的見地から追悼すべき方々の慰靈顕彰
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものとする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するためには善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び收支予算)

第7条 この法人の事業計画書、收支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書

- 類は、毎事業年度開始の日の前日までに、第20条第3項に定める代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、前項の承認を経たのち、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁へ届け出なければならない。
 - 3 第1項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第8条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得るものとする。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般的閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財團法人の認定等に関する法律施行規則第48条（各事業年度の末日における公益目的取得財産残額）の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

- 第10条 この法人に評議員10名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第179

条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の

3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ①国の機関
 - ②地方公共団体
 - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての

権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員は、原則として無報酬とする。

- 2 ただし、議事録署名に当たり、議長を務めた評議員及び議事録署名人2名に対する報酬については、別に定める規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定期評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長又は会長代行が招集する。

- 2 評議員は、会長又は会長代行に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会を招集する場合は、会長又は会長代行は、評議員会の日の3日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第18条 評議員会は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その決議は、過半数をもって可決する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評

議員を除く評議員の3分の2以上が出席し、その決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員総数の3分の2以上をもって可決する。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上、20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長又は会長代行とする。また、会長又は会長代行以外の理事のうち1名を理事長とし、別の1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長又は会長代行、理事長及び専務理事をもって一般社団法人及び一般財團法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第26条 理事及び監事は、原則として無報酬とする。

- 2 ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 3 理事会に出席し、議事録に記名押印した代表理事及び監事に対する報酬については、別に定める規程による。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第114条第1項（理事等による免除に関する定款の定め）の規定により、役員等が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

(外部役員の責任限定契約)

第28条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第115条第1項（責任限定契約）の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で契約時に予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長又は会長代行が招集する。

- 2 会長又は会長代行が欠けたとき又は会長又は会長代行に事故があるときは、その他の代表理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会長又は会長代行は、理事会の日の3日前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長又は会長代行がこれに当たる。ただし、会長又は会長代行が欠席の場合には、理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条（理事会の決議の省略）の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第98条の要件を満たしたときは、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第22条第3項の規定による報告（代表理事による職務報告）には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事が出席しない場合には、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第8章 会員

(会員)

第36条 この法人に会員を置く。

- 2 この法人の会員は、この法人の目的に賛同する個人または団体で、理事会が承認または推薦した者とする。
- 3 会員は、この法人の目的達成を援助するため、別に定めるところにより年会費を納入するものとする。ただし、第37条の名誉会員、特別会員は、年会費を免除する。
- 4 会員は、次に掲げる理由により、その資格を失う。
 - (1) 退会
 - (2) 個人会員にあっては、死亡もしくは失踪宣告又は成年被後見人もしくは被保佐人の宣告
 - (3) 法人又は団体の会員にあっては解散
 - (4) 1ヶ年以上にわたる会費の滞納
 - (5) 除名
- 5 この法人の品位を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為があった会員は、理事会の決議を経て除名することができる。
- 6 その他会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(名誉会員及び特別会員)

第37条 名誉会員は、次の各号の者とする。

- (1) この法人の代表理事を務め、体調不良等やむをえない理由で退任した者
- (2) この法人の理事兼部会長を5年以上務め、体調不良等やむをえない理由で退任した者
- 2 名誉会員は理事会で決定する。
- 3 特別会員とは、この法人の会員として、10年以上にわたり年会費を支払い、この法人の活動に参加した会員で、体調不良等やむをえない理由で参加できなくなった会員をいう。
- 4 特別会員は理事会で決定する。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の職員は専務理事が任免する。ただし、重要な職員は理事会により任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第43条 この法人の公告の方法は、官報に掲載する方法とする。ただし、貸借対照表については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第199条において準用する同法第128条第3項（貸借対照表等の公告）に規定する措置により開示する。

第12章 補則

(補則)

第44条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規

定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の代表理事（会長代行）は江口一雄とする。
- 4 この法人の最初の代表理事（理事長）は半田晴久とする。
- 5 この法人の最初の業務執行理事（専務理事）は北村昌之とする。

附 則（平成28年6月24日）

定款第7条、第8条、第9条、第13条、第18条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第2項及び第3項、第26条、第27条、第28条、第30条第3号、第31条第2項、第33条第2項、第34条第2項、第35条第2項、第36条第3項、第37条第1項、第38条第3項、第42条の変更及び第13条第2項、第26条第2項及び第3項、第37条第1項第1号及び第2号、第37条第3項及び第4項の新設については、平成28年6月24日より施行する。

附 則（平成29年6月19日）

定款第38条第2項の変更については、平成29年6月19日より施行する。